



新「中華人民共和国都市維持建設税法」

概要：

- 都市維持建設税は、納税者が法律に基づいて実際に納付した増値税及び消費税の税額を課税標準とする地方税である。すなわち、流通税をベースにした付加税である。しかし、都市維持建設税は仕入税として控除をすることができない。
- 「中華人民共和国都市維持建設税法」（以下、「都市維持建設税法」）は2021年9月1日より発効され、1985年から施行されていた都市維持建設税暫定条例は同時に廃止される。
- 「都市維持建設税法」は、関係する法規の変更や徴収・管理における実務経験を勘案し、従来の都市維持建設税関連政策を改善・最適化するとともに、これまでに不明確であった税務上の問題点を明確にした。
- 「都市維持建設税法」及び関連する補足公告の公布をうけて、これまでに比べて最も顕著な違いは、中国国内の納税者がサービス及び無形資産の輸入販売に対する都市維持建設税の源泉徴収を行う必要がなくなったことである。輸出サービスに係る免除・控除税額に対しては、都市維持建設税を徴収しなければならない。

「都市維持建設税法」



「都市維持建設税法」は、2020年8月11日に開かれた第13回全国人民代表大会常務委員会第21回会議で決議され、2021年9月1日より発効された。

財政部と国家税務総局は、都市維持建設税の課税標準などをさらに明確にするために、財政部税務総局公告【2021】27号、財政部税務総局公告【2021】28号、国家税務総局公告【2021】26号（以下、「3つの公告」）を相次いで公布した。本アラートでは、「都市維持建設税法」の施行要領をまとめた。

背景



「都市維持建設税法」が発効される前の都市維持建設税の徴収と管理は、1985年に発効された暫定条例と、それに続いて公布されたいくつかの補足的な税法施行規則に基づいて行われていた。都市維持建設税、教育費付加及び地方教育費付加は、中国の主な地方税で、実際に納付した間接税（増値税、消費税を含む）の税額を課税標準とするものである。すなわち、都市維持建設税は、流通税をベースとした付加税である。

「都市維持建設税暫定条例」が公布されて以来、30年以上が経過している。この間において、中国の間接税制度には、増値税の適用対象となっていなかったサービスや無形資産の供給にまで増値税の適用範囲を拡大した「VAT改革（営

業税から増値税への移行改革)」や、増値税期末留保税額還付政策など、いくつかの重要な変化が生じた。「都市維持建設税法」及び3つの公告の公布は、都市維持建設税暫定条例と後続の補足的な税法規則を統合し、不明確であった税務上の問題点を明確にし、都市維持建設税に関連する政策を改善・最適化した。

KPMGの所見



「都市維持建設税法」及び3つの公告が発効された後の施行要領を整理してまとめた。

都市維持建設税の税額計算基準からサービスと無形資産の輸入販売を除外

「都市維持建設税法」の施行に伴う大きな変更点の1つは、輸入貨物または国外の組織及び個人が中国国内にサービス、無形資産を販売し、納税した増値税と消費税の税額に対して都市維持建設税を徴収しないことを明確にしたことである。

都市維持建設税が誕生する前、財税字(1985)第69号文では、税関が輸入製品に対して代行徴収した物品税と増値税は、都市維持建設税の徴収対象とならないことを明確に規定していた。「都市維持建設税法」においても関連政策に変更はない。しかし、サービス及び無形資産の輸入販売に関して、従来の都市維持建設税関連規定では都市維持建設税及びその他の付加税を徴収しなくても良いとは明記していない。実務上では、中国国内の納税者が国外の組織または個人に代金を支払い、増値税を源泉徴収する際に、都市維持建設税などの付加税も同時に源泉徴収される。

これに対して、「都市維持建設税法」第3条、財政部税務総局公告2021年第28号、及び国家税務総局公告2021年第26号では、輸入貨物または国外の組織や個人が中国国内にサービス、無形資産を販売し、納税した増値税と消費税税額に対しては、都市維持建設税を徴収しないことを明確にしている。これにより、国内企業がクロスボーダーサービスを受ける際の税務コストを削減できると共に、国内企業と国外サプライヤーのどちらが関連する付加税を負担するかを交渉しなければならないというビジネス上の考慮事項もなくなる。

ただし、上述の都市維持建設税を徴収しないケースに、国外の組織及び個人が中国国内向けに不動産を販売するケースは含まれない。このため、国外の組織及び個人が中国国内に所在する不動産を国内向けに販売・譲渡する際に発生した増値税は、都市維持建設税などの付加税を納付しなければならない。

免除・控除税額に関する都市維持建設税の処理

生産型企業の輸出事業又はゼロ税率の適用対象となる輸出サービスに従事する納税者は、当該輸出事業に係る増値税の免除・控除・還付を行うと、免除・控除税額が生じる。簡単に言うと、毎月の免除・控除・還付税額を申告する際に、その月の免除・控除・還付税額と当期還付税額との差額が免除・控除税額となる。

財税【2005】25号文によると、生産型企業の貨物輸出から生じる免除・控除税額は、都市維持建設税と教育費附加の課税ベースとなる。しかし、輸出サービスを提供する企業で発生した免除・控除税額が都市維持建設税の課税ベースとなるかは明らかにしていない。実務において、これに対する税務機関の処理が地域ごとに異なっている。

財政部税務総局公告2021年第28号及び国家税務総局公告2021年第26号では、都市維持建設税の課税ベースに免除・控除税額を含めることを明確にした。実務上では、これにより、輸出サービスや無形資産の税務コストが増す可能性がある。

仕入税額の期末留保税額還付に関する都市維持建設税の処理

財税(2018)80号によると、増値税期末留保税額還付政策の適用対象となる納税者は、還付された増値税額を都市維持建設税、教育費付加、及び地方教育費付加の課税（徴収）標準から控除することができる。この政策は「都市維持建設税法」においても踏襲され、さらに法律に格上げていくこととなる。

都市維持建設税とその他の付加税の課税標準の統一

「都市維持建設税法」が発効した後、都市維持建設税の課税標準と類似する2種類の付加税（教育費付加及び地方教育費付加）は同法の改正に合わせて改訂されていない。都市維持建設税の課税標準の変更が、同様に教育費付加及び地方教育費付加にも適用されるのか？

この質問に対して、財政部税務総局公告2021年第28号では、教育費付加及び地方教育費付加の課税標準は、都市維持建設税と同一の課税標準を適用することを明らかにした。

お問合せ先

華北地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3403](tel:+86(21)22123403)

Li Lisa 李 輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

華西・華東地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3403](tel:+86(21)22123403)

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Xu Jie 徐 潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 2717](tel:+86(21)22122717)

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 2322](tel:+86(21)22122322)

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 2286](tel:+86(21)22122286)

Mokuta Masakazu 木田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 2247](tel:+86(21)22122247)

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: [+86 \(20\) 3813 8109](tel:+86(20)38138109)

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)